

内閣参質八九第五号

昭和五十五年一月八日

内閣総理大臣 大平 正 芳

参議院議長 安 井 謙 殿

参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係るいわゆる第二次代執行に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係るいわゆる第二次代執行に関する質問に対

する答弁書

一について

土地収用法第百二条の二第二項の規定により、都道府県知事の権限に属させられた事務は、都道府県知事が管理し、及び執行しなければならない国の事務として法令の定めるところに従い適切に実施すべきものである。建設大臣は、当該事務について都道府県知事に対し、地方自治法所定の指揮監督を行うことができ、それを所管するのは、建設省計画局総務課である。

二について

(1) 御質問の土地の所在等は、別表のとおりであると聞いている。

(2) 御質問の土地について新東京国際空港公団（以下「公団」という。）が代執行を請求したの

は、千葉県収用委員会の昭和四十六年六月十二日付け緊急裁決において定められた明渡しの期限までに明渡義務が履行されなかつたからであると聞いている。

三の(1)について

千葉県知事は、成田市取香字馬洗七十番二の土地に関し、昭和四十六年九月一日、行政代執行法第三条第一項の規定により戒告し、同月十六日、同条第二項の規定により代執行令書を送付して、同月二十日に、土地収用法第百二条の二第二項の規定による代執行を行つたものと聞いている。

三の(2)から(4)まで及び(7)から(9)まで並びに四の(2)について

成田市取香字馬洗七十番二の土地については、義務者による明渡義務の履行の見込みがなかつたこと及びそのまま放置すると更に同土地の明渡しが困難となると認められたことにより、代執行が必要であると判断し、法の定めるところに従い、代執行を行つたものと聞いている。

三の(5)について

公団は、成田市取香字馬洗七十番二等の土地について、土地収用法第二百二条の二第二項の規定に基づき、千葉県知事に代執行を請求したと聞いている。

三の(6)について

千葉県知事が、代執行以前に小泉よねさんと成田空港の建設の是非又は同女が関係する土地の明渡しについて話し合つた事実を確認できないと聞いている。

四の(1)について

藤崎恒治氏らは、移転交渉に応じており、任意に明け渡す見込みがあつたため、直ちに代執行をする必要があるとは考えなかつたと聞いている。

四の(3)から(6)までについて

成田市天浪字黄金台二百十三番四の土地については昭和四十七年一月に、藤崎恒治氏に係る

土地については同年五月に、いわゆる平和の塔に係る土地については同年八月に公団と明渡義務者との間に協議が成立し、それぞれ同年一月、同年八月及び同年十一月に明渡義務の履行が行われたと聞いている。

また、これらの土地に係る明渡義務者のうち、御質問の現物給付の要求及び生活再建等のための措置の実施のあつせんの申出を行つた者はいないと聞いている。

五について

御指摘の一名に対する補償金については、公団は、昭和四十六年六月に郵送し、これが受領されたものであると聞いている。

別表

土地の所在	地番	地目		公簿	積測	土地所有者	緊急裁決に係る取得の時期	移転対象物件名	左記の緊急性における所有権移転義務	物件の緊急裁決を受ける及び者	緊急裁決に定められた明渡し期限
		公簿	現況								
成田市駒井野字合ノ田	2105番	田	田	1反1畝20歩	1,258.83m ²	伊藤 文亮	昭和46. 8.12	水稲	小泉 よね	昭和46. 8.12	
成田市取香字馬洗	70番2	山林	宅地	437m ²	734.53m ²	岩沢 真治	昭和46. 8.12	木造平家建等 れんぎょう等の立木	小泉 よね 外3名	昭和46. 8.12	
成田市木の根字横峰	90番2	畑	宅地	138m ²	170.63m ²	菅沢 俊夫	昭和46. 8.12	木造平家建等	小川 明治 相続人 小川 得子 外7名	昭和46. 8.12	
成田市天浪字黄金台	213番4	原野	墓地	1,983m ²	1,983.23m ²	三思塚第一 開拓農業協 同組合 外12名	昭和46. 8.12	遺体、墓標、 遺体、まさ き	大竹 金三 小川 明治 相続人 小川 得子 外7名	昭和46. 8.12	

成田市駒井野 字張ヶ沢	1071番	山林宅地及び山林	1反6畝03歩	1,412.02m ²	昭和46. 8. 12		
	1072番1宅地	畑	400坪	1,163.28m ²	昭和46. 8. 12		
	1072番3	畑宅地及び畑	1反8畝26歩	1,618.89m ²	昭和46. 8. 12		
	1073番1	畑	2反2畝05歩	1,968.56m ²	昭和46. 8. 12		
	1073番2	畑	7歩	26.09m ²	昭和46. 8. 12	木造平家 建、松等 の立木等	藤崎 恒治 昭和46. 8. 12
	1074番1	畑	1反1畝01歩	960.68m ²	昭和46. 8. 12		
	1076番	畑	3反0畝23歩	2,720.80m ²	昭和46. 8. 12		
	1077番	畑	2反2畝16歩	2,018.88m ²	昭和46. 8. 12		
	1741番1	畑及び宅地	7畝16歩	764.78m ²	昭和46. 8. 12		
	1741番3	宅地	1畝26歩	187.50m ²	昭和46. 8. 12		
成田市東三里 塚字吉野台	214番2	畑宅地及び畑	1,090m ²	1,110.49m ²	昭和46. 8. 12	齊藤文雄 昭和46. 8. 12	木造平家 建等
	214番5	宅地	297m ²	302.44m ²	昭和46. 8. 12		
	214番3	畑宅地及び畑	6畝00歩	605.10m ²	昭和46. 8. 12		
	214番4	畑	8畝00歩	807.58m ²	昭和46. 8. 12		

三塚平和
三塚奉賢会
長 佐藤 弘
昭和46. 8. 12

藤崎 恒治
昭和46. 8. 12

214番1	畑	畑	1反1畝06步	1,130.89m ²	内田 弘次	昭和46. 8. 12		
217番2	畑	畑	2畝00步	202.71m ²		昭和46. 8. 12		